

2017年度 定時社員総会 開催報告



新会長に伊藤雅俊氏 (味の素(株)会長) が就任

一般社団法人 日本在外企業協会(日外協)は6月15日(木)、日本工業倶楽部会館で2017年度定時社員総会を開催。2016(平成28)年度事業報告・決算報告、および2017年度事業計画・収支予算について報告。また理事改選が承認された。

なお、本総会をもって伊藤一郎氏(旭化成会長)が日外協会長を退任、新会長に伊藤雅俊氏(味の

素会長)が就任した。

総会終了後、出口治明氏(ライフネット生命保険(株)代表取締役会長)による特別講演会が行われた。

* 2017年度事業計画の詳細は日外協サイトにて「日外協の概要」内の「情報公開」に全文掲載

来賓挨拶

自由な貿易投資環境の実現に向けて

経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課長 小泉秀親 氏



21世紀に入りグローバル化が一層進展し新たな課題が浮上する中で、企業にとっても単に進出先の国や社会とどう共存していくかということのみならず、世界的な視野に立ってコーポレートシチズンとしての責務をいかに果たしていくことが大きな課題である。日外協が策定した「企業グローバル行動指針」は、まさにこうした社会の要請に応えるもので非常に意義のあるもの。新たな課題に真正面から取り組んでいる日外協の取り組みについて敬意を表したい。

近年、テロが多発しているが、標的もソフトターゲットに拡大し、企業も巻き込まれる

リスクが増大しており、海外安全・危機管理をはじめとした活動は一層重要性を増している。

また、BREXITやトランプ大統領の誕生、TPP・パリ協定離脱など100年に1度と言っている大激動の中で反グローバリズムの波が広がっている。だが、自由な貿易投資環境は世界経済の持続的な成長に不可欠だ。政府としても日EU経済連携協定、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)等の取り組みを進めていくが、世界に開かれた日本、世界から期待される日本であり続けるために、これからも共に協力し合っていきたい。 ■

会長挨拶

4年間の皆様のご支援に感謝



一般社団法人 日本在外企業協会
 会長 伊藤一郎
 (旭化成株) 会長)

皆様、本日はご多用の中、一般社団法人日本在外企業協会の第44回定時社員総会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。当協会が1974年の創立以来43年間、活動を続けることができたのは、本日も来賓のご挨拶をいただく経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長 小泉秀親様はじめ関係諸官庁および会員の皆様のご支援・ご鞭撻^{べんたつ}の賜物です。ここに厚く御礼申し上げます。

日外協の活動を2つご紹介します。

1つ目は、2014年に発表した「企業グローバル行動指針」です。持続的な社会・経済・環境の発展を確保するために、国連グローバル・コンパクト他の国際基準が定める「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」「反競争的行為の防止」の5つの原則を柱とし、「三方よし」という近江商人の言葉に代表される、わが国企業に内在する行動原理ならびに「里山の自然」という言葉で表される自然との共生を図るという国民性を取り入れて、この指針を作成しました。

世界のCSRの潮流は大きく変化しています。国連は、15年に「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」を採択しました。CSRは社会やステークホルダーへの「負」の影響、特に人権侵害を軽減する「社会的責任」から持続可能性を追求する価値創造へ軸足を移しつつあります。

日外協では、このようなCSRの潮流の変化を踏まえ、「企業グローバル行動指針」の普及に、よりいっそう努めてまいりたいと考えております。

次に、当協会が取り組んでいる海外安全・

危機管理活動についてご紹介します。安全リスクは、自然災害、感染症など様々ですが、ここではテロのリスクに絞って説明します。昨年7月にバングラデシュの首都ダッカで、武装集団がレストランに侵入し、日本人7人を含む20人が殺害された事件が示すように、今や日本人もテロの標的になっています。実行主体は「ホームグロウン型」「一匹狼型」(ローンウルフ型)であることが多く、SNSなどの捕捉しにくい通信手段を使用しており、事前に動きを察知することが困難です。20年東京オリンピック・パラリンピックに向け日本への注目・関心がさらに高まることにも留意すべきです。

日外協は海外安全グループ研究会を、東京、中部、関西で、それぞれ年間4～5回開催し、海外安全・危機管理担当者間のネットワークづくりを支援しています。また、海外赴任前セミナーや海外安全・危機管理認定試験なども開催しています。今後もこうした海外安全・危機管理体制の整備・改善に向けた情報交換の場をさらに充実させ、提供してまいります。

後ほどご審議いただきますが、本総会をもって会長が味の素の伊藤雅俊会長へ交代し、新会長の下で新たな体制が始まります。4年間ご指導・ご鞭撻^{べんたつ}を賜りまして誠にありがとうございました。日外協は引き続き、会員企業の皆様とともに学び、わが国企業の円滑な海外展開の拡大に貢献したいと考えております。当協会の使命を果たすために、皆様の変わらぬご支援・ご指導をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。■

2017年度事業計画の概要

予算大綱方針

「企業グローバル行動指針」(2014年、次ページ)に基づき事業活動を実施。

予算策定方針

事業活動費を確保するために財政基盤を強化

2017年度の年間平均会費口数825口を予算前提とする。会費収入98.4百万円(収入の86%)と事業収入15.8百万円の合計114.2百万円を収入とし、支出総額は前述の経費削減を織り込み、105.8百万円、棚卸差損益算入前で8.3百万円の収益を計上。さらに棚卸差損▲0.7百万円を控除し、7.7百万円正味財産を増額し、財政基盤を強化する。

企画委員会/企画小委員会でのご意見を反映し、各部の業務内容を決定。各部はかかる業務内容に基づき、以下の枠組みでテーマ設定・講師等の具体的な計画を立案・実施する。

- (1) 海外安全・危機管理体制の整備・検証・改善のための情報・場の提供
- (2) グローバル経営のための人事制度・経営計画に関する情報・場の提供
- (3) 『月刊グローバル経営』の発行(年間10回)
- (4) 国際交流事業の一環として日本語スピーチ・コンテスト優秀者を毎年日本へ招待
- (5) 政府に対する建議・提言

各部の予算策定事業方針

◎業務部

海外進出企業の意見・要望をさらに収集し、政府への提言を拡充。講演会・セミナーはテーマを吟味し、参加者数増を図る。グループ研究会を注力事業と考え充実を図る。

- ①政府への建議・提言：今年度実施「海外・帰国子女教育に関するアンケート」を基に情報収集
- ②『海外派遣者ハンドブック』発行：「メキシコ編」作成・販売促進、「中国実用ノウハウ事例集」大幅改訂
- ③講演会：アジアシリーズ、中国シリーズ、国別・テーマ別講演会
- ④他団体との共催セミナー
- ⑤国際人事部会(講演会)

⑥グループ研究会：東京、関西各1グループ、グローバル経営推進フォーラム

⑦日本語スピーチ・コンテスト優秀者招聘事業

⑧海外派遣者適性診断ツール(WEA)の大幅改定

◎海外安全センター

海外安全・危機管理に関する事業を継続。他団体との共催・後援セミナー等により非会員、中堅・中小企業の海外安全・危機管理の啓発ならびに会員獲得に努める。緊急時の各社対応に関する情報発信を増やす。

- ①講演会：海外安全講演会、危機管理産業展(東京ビッグサイト協賛・企画協力)
- ②セミナー：海外赴任前セミナー、シミュレーションセミナーほか、他団体との協力・後援
- ③海外安全部会(講演会)：事例中心
- ④海外安全グループ研究会：東京2、関西、中部各1の計4グループ(東京の第3グループ発足検討)
- ⑤海外安全・危機管理認定試験(管理者試験2回、責任者試験1回実施予定)
- ⑥『海外赴任者の健康と医療』改訂版発行
- ⑦「海外安全対策に関するアンケート」(隔年10回目)実施
- ⑧メールマガジン「海外安全センター・プレティン」の発行(毎月)
- ⑨海外安全アドバイザー事業
- ⑩緊急事態対応情報の収集・提供

◎広報部

日外協の理念と使命および取り組みを、会員企業をはじめ対外的に分かりやすくアピール。

- ①『月刊グローバル経営』は1年・10回分予め立案、情勢の変化に応じて適宜見直し
- ②セキュリティの向上を第一とし、会員にとって安全でより使いやすいサイトを目指す
- ③対外広報活動を強化、メディアからの問い合わせ、取材依頼に対して積極的に対応

◎総務部

①協会主要行事の円滑な開催：定時社員総会、理事会、監事会、企画委員会、会計監査など

②予算管理

③会員数拡大：7～12月にかけて会員拡大キャンペーンを実施し、新規会員を開拓する

④講演会・セミナーの動画配信サービスの普及

⑤協会認知度の向上(広報部との協働) ■

企業グローバル行動指針（抄録）

前文

企業は、その活動する国や地域の法律を順守するだけでなく、国際的に宣言された基準にしたがって、人権尊重、労働者保護、環境保護、腐敗防止などに努めなければならないという考え方が一般化しており（国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針など）、このような国際的な要請に適切に対応できない企業は大きなリスクを抱え込むことになる。

他方、世界的に企業の社会的責任の重要性が増している中で、わが国には「三方よし——売ってよし、買ってよし、世間よし」という言葉にみられるような企業を社会の公器と考える商人哲学が古くから存在するとともに、自然を人間社会と対置してとらえるのではなく、自然との共生を図るといった国民性もある。これらは、わが国企業に内在する行動原理として有効に機能しうるものである。

基本的姿勢

- 企業は、本「行動指針」を参照し、各社の事業、業態、規模、進出先などを考慮に入れた「具体的な行動指針」を制定されたい。既に「具体的な行動指針」を策定している企業は、今後の改訂作業の中で、本「行動指針」の考えを反映させるよう、検討・配慮されたい。
- 企業は、「具体的な行動指針」の制定と併せ、その実効性を確保するための内部管理体制の整備に努めなければならない。その際、留意すべき事項は次のとおりである。
 - 行動指針の順守が海外における企業活動の基本となる旨を、経営者が明確に宣言すること。
 - 行動指針の実践にあたっては、リスクに応じた取り組みを進めるとともに、効果を検証しながら、リスク管理の精度をあげていくこと。

I. 人権

【行動指針】

- 企業は、国際的に宣言された人権を尊重した事業活動を行わなければならない。
- 企業は、自らの事業活動が、人権侵害への加担・助長につながることはないよう努めなければならない。

【行動指針に関する解説】

- 企業は、相手国の国民に尊敬の念をもち、人権を尊重した事業活動を実行することによって、相手国における人権擁護の促進を実現することができる。人権保障は、本来国家の責務であるが、必ずしも人権が十分に保障されているとは言えない国家も存在する。こうした国家においては、企業は、より明確に自らの社会的責任として、人権をめぐる社会状況の改善・向上に寄与することが求められる。特に現地法と国際規範が相対立する場合には、「人権尊重・人権擁護に関する基本原則」などの規範を優先することが期待されている。

II. 労働

【行動指針】

- 企業は、労働者保護に努めなければならない。

【行動指針に関する解説】

- 企業が、労働者を単なる事業経営上の手段、コストと捉えることは、搾取の容認につながり、進出国社会の貧困を固定化し、その成長を阻害する。したがって、企業は、労働者を幸

福追求権をもつ主体的存在と認め、企業活動に不可欠なパートナーと位置づけるべきである。

III. 環境

【行動指針】

- 企業は、環境を破壊しないように予防的措置を講じなければならない。
- 企業は、環境に優しい技術の開発と普及に努める。

【行動指針に関する解説】

- 地球環境は壊れやすく、環境破壊は人類にとって取り返しのつかない損害を与える場合がある。破壊された環境の回復が可能な場合であっても、これには膨大なコストと時間を要し、企業、国家、自治体、地域、国際社会にとって大きな負担となる上に、企業イメージに重大なダメージを与える。また、いったん環境破壊が発生した後にその回復のために要する費用は、その予防に要する費用をはるかに上回る。したがって、企業は、環境問題に予防的アプローチで取り組むべきである。

IV. 腐敗防止

【行動指針】

- 企業は、その従業員やエージェントによる如何なる贈収賄などの腐敗行為も許してはならない。

【行動指針に関する解説】

- 金銭の多寡にかかわらず、企業が外国政府公務員に不正な利益を提供すれば、それは、相手国政府を国民に仕えるサバントではなく、国民を搾取するマスターに育てあげてしまう。「賄賂をもらわなければ、仕事をしない」という官僚を大量に作り出すことは、法の統治を破壊し、相手国の持続的發展を阻むことになる。
- 策定した内規を定着・機能させるため、経営者は、これに自ら取り組む姿勢を明確にしなければならない。かけ声だけでなく、事業部門やプロジェクト毎に贈賄リスクを評価し、それを踏まえた教育訓練を実施するなど、実際のアクションを通じて、全社員・スタッフに経営者の本気度を伝えなければならない。

V. 反競争的行為

【行動指針】

- 企業は、公正な競争を妨げる行為、特に市場価格に影響を及ぼすような調整行為に加担してはならない。

【行動指針に関する解説】

- 市場は、企業間の自由な競争を促すことで、社会や国家を潤す。それは、企業が自由な発想で経営資源を駆使し、より良い製品やサービスを取引先や消費者に提供するからである。しかし、影響力のある企業が、価格操作などの反競争的行為（特にハードコア・カルテル）に走れば、市場が生み出すはずの利益は失われ、さらには富や所得の配分に係わる正義まで歪められてしまう。
- 策定したマニュアルを定着・機能させるには、経営者自らがリーダーシップを発揮し、特にハードコア・カルテルの防止については一切妥協しない姿勢を全役員・社員に示す必要がある。

＜制定日：2014（平成26）年7月18日＞

※「企業グローバル行動指針」の全文は日外協サイト参照
<https://www.joea.or.jp/summary/guidelines>

新会長挨拶

新たなお役立ちを目指して

一般社団法人 日本在外企業協会 新会長

伊藤雅俊 (味の素株 会長)

この度、旭化成株式会社の伊藤一郎会長の後任として、一般社団法人日本在外企業協会（日外協）の会長に就任いたしました味の素株式会社会長の伊藤雅俊でございます。就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日外協は、1974年7月、「本邦企業の海外事業活動の円滑化に資すること」を目的に設立され、87年4月に発表された「海外投資行動指針」（73年6月指針の修正版）および2014年7月の「企業グローバル行動指針」を基本理念として、各種セミナーや研究会の主催、機関誌『月刊グローバル経営』の発行、「海外安全センター」の設置など、時代の変化や会員企業の皆様の要望に連動した多くの活動を行ってきました。

昨今、我々を取り巻くあらゆる環境は大きく変化してきており、それに伴って多種多様な地球規模の社会課題が顕在化してきております。

第1に、地球規模でその成長を牽引してきたグローバル化の大きな進展は、一方で国や人々の間に格差をもたらし、自国主義、保護主義的な動きを生み、さらに経済的政策が地政学的な国際関係に強い影響を及ぼすようになってきました。これに伴い第2に、眼前に起きているイスラム過激派組織「イスラム国」（IS）などのテロ脅威の拡散、北朝鮮問題、移民や若年失業者の増加など、政治・社会的リスクが世界規模で高まっています。第3に、ICTやAI（人工知能）の急速な技術発展が人々の生活をより良く変えていく反面、労働環境や労働に対する価値観、雇用関係の変化が不安視されるようになってくるとともに、サイバー攻撃といった新たな犯罪を発生させています。第4に、温暖化に伴う気候変動は、想定外の大規模自然災害の増加、異常気象の頻発、感染症の増大など、社会生活に多大な影

響を与えています。そして第5に、これらの結果、企業の役割は大きくなり、地球規模の社会問題の解決の先頭に立つことが求められてきております。国連の提唱するSDGsや社会性を尊重する経営を求めるESG（環境・社会・ガバナンス重視）など、ダイバーシティ、ジェンダーフリーや女性の活躍推進などを含む人権や社会的弱者を守り尊重することに対して、企業がその問題解決の主体となっていくことが期待されています。

このようにグローバル化推進への課題が構造的に噴出し複雑化してきている中で、会員企業の皆様がより良いかたちで事業活動を発展し続けられるよう、これらの地球規模の社会課題を俯瞰し、会員が有益で適切な対応を行えるよう支援していくことが日外協の使命であると考えます。そのために、海外安全・危機管理、海外事業運営、グローバル人材育成、現地労働問題、海外子女教育、医療等に関するセミナーや研究会など、より良いグローバル活動への「場の提供」を充実させていく所存です。また今後は、日外協の活動趣旨を広めて新規会員獲得に力を注ぎ、活動の幅をさらに拡大して、提供する協会活動の質を向上し続けてまいりたいと思います。

日外協の活動は、海外事業展開に関するセミナー・研究会の開催、情報誌発行、政府に対する建議など多岐にわたっています。これらの活動は、これまでも会員企業の皆様の多大なご支援・ご尽力により成り立ってきました。会員企業の皆様をはじめ、外部講師の方々との知見・経験・情報を結集し、関係省庁・機関との協力・連携をさらに強めながら、活動内容を向上させたいと考えています。

今後も引き続き、会員企業の皆様の協会活動へのご理解とご支援をお願いしまして、私の会長就任のご挨拶とさせていただきます。 ■

一般社団法人 日本在外企業協会 役員 (敬称略)

【正・副会長】 (*は新任)



会長 (代表理事)
*伊藤 雅俊
(味の素(株) 会長)



副会長・理事
川名 浩一
(日揮(株) 社長)

【理事】 =法人名、五十音順 (*は新任)

瀬尾 明洋	(株)IH I	新事業推進部長
*湯山 空樹	旭硝子(株)	人事部 人事戦略統括担当部長
*松澤 巧	味の素(株)	執行役員 グローバル人事部長
*大森 祥資	王子マネジメントオフィス(株)	グループ人事本部 人事業務企画部長
松井 明雄	花王(株)	人財開発部門副統括 兼 組織企画部長
*壬生 和幸	川崎重工業(株)	マーケティング本部 企画部長
茂木 修	キッコーマン(株)	常務執行役員 国際事業本部副本部長
田島信二郎	キヤノン(株)	人事部 人事統括センター 人事部 コーポレート人事担当主席
*岡田 正俊	帝人(株)	人事部長
*鷺津 裕己	(株)東芝	人事・総務部 総務安全企画担当 グループ長
*中川 淳一	本田技研工業(株)	渉外部 担当部長
伊佐 範明	丸紅(株)	執行役員 CSO 補佐
小野 元生	三井物産(株)	常務執行役員 人事総務部長
*稲田 佳昭	日本在外企業協会	専務理事 (業務執行理事)
*三本木 淳	日本在外企業協会	常務理事 (業務執行理事)

(以上 17 名)

【監事】

西村 義典

(株)資生堂 常勤監査役

*滝口 信行

(株)三井住友銀行 国際統括部 副部長

(注：役職は 2017 年 6 月 15 日現在)